○文化庁告示第三十四号

著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）第一条の三第四号及び第五号の著作権に関する講習を次のとおり実施するので同規則第二条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十二年八月五日　　文化庁長官　近藤　誠一

一　名称
平成二十二年度図書館等職員著作権実務講習会

二　目的
著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第一条の三第一項に掲げる図書館その他の施設（以下「図書館等」という。）の職員に対し図書館等の実務に必要な著作権に関する知識を修得させる。

三　日時及び場所
1　神戸会場
（ア）日時　平成二十二年九月二十八日（火）（十時から十七時まで）、九月二十九日（水）（十時から十七時まで）及び九月三十日（木）（十時から十五時三十分まで）
（イ）場所　神戸大学六甲台本館一階一〇二教室【定員二〇〇名】（郵便番号六五七―八五〇一　兵庫県神戸市灘区六甲台町二―一）
2　東京会場
（ア）日時　平成二十二年十月二十七日（水）（十時から十七時まで）、十月二十八日（木）（十時から十七時まで）及び十月二十九日（金）（十時から十五時三十分まで）
（イ）場所　文部科学省三階講堂【定員四〇〇名】（郵便番号一〇〇―八九五九　東京都千代田区霞が関三―二―二）

四　履習すべき科目
著作権法及び著作権実務演習

五　受講資格
1　大学又は高等専門学校を卒業した者で、図書館等に勤務する者
2　高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は高等専門学校第三学年を修了した者で、三年以上図書館事務又はこれに相当する事務に従事した経験を有し、かつ、図書館等に勤務する者
3　司書となる資格を有する者、司書補となる資格を有する者で当該資格を得た後三年以上図書館事務に従事した経験を有する者で、主として図書館学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職を対象とするものに合格した者
4　前各号に掲げる者のほか、文化庁長官が受講を認めた者

六　受講者
文化庁において受講申込者のうちから会場の定員範囲内で選定し、その旨を通知した者

七　受講申込手続
1　申込期間
平成二十二年八月二十五日（水）まで（消印有効）
2　申込書
別記様式
3　申込方法
受講申込者は、申込書に返信用封筒（角型二号封筒に返信先・申込者名を記入し百二十円分の切手を貼付したもの、複数名の受講をまとめて申し込む場合は百四十円分の切手を貼付したもの）を添えて、文化庁長官官房著作権課（郵便番号一〇〇―八九五九　東京都千代田区霞が関三丁目二番二号）に申し込むこと。
4　受講料
無料

八　受講修了者
受講成績が良好と認められた者

九　修了証書
受講修了者には修了証書を授与する。

別記様式（日本工業規格Ａ４縦型）

平成２２年度図書館等職員著作権実務講習会受講申込書

①氏名（ふりがな）		②生年月日	昭和　年　月　日
勤務先	③名称		
	④所在地	〒　－ 都道府県　市 （　） TEL　（内線）	

⑤下記（ア）～（エ）に該当する番号を○で囲む。
（エ）により受講を希望する者は受講希望理由を記入する
理由：（　　）

【受講資格要件】
（ア）大学又は高等専門学校を卒業した者で，図書館等に勤務する者
（イ）高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は高等専門学校第３学年以上図書館事務又はこれに相当する事務に従事した経験を有する者で，かつ，図書館等に勤務する者
（ウ）司書となる資格を有する者，司書補となる資格を有する者で当該資格を得た後３年以上図書館事務に従事した経験を有する者又は人事院規則で定める採用試験のうち，主として図書館学に関する知識，技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職を対象とするものに合格した者
（エ）その他

受講者資格

⑥図書館勤務経験　　年　　月（平成２２年９月１日現在の予定）

希望会場

⑦第１希望会場　□　←（下記（ア），（イ）から選択）

（神戸会場）
（ア）神戸大学六甲台本館１階１０２教室　【定員２００名】
〒６５７－８５０１　兵庫県神戸市灘区六甲台町２－１
平成２２年９月２８日～９月３０日

（東京会場）
（イ）文部科学省３階講堂　【定員４００名】
〒１００－８９５９　東京都千代田区霞が関３－２－２
平成２２年１０月２７日～１０月２９日

⑧第１希望会場で受講できない場合につき、（ア）（イ）いずれかを○で囲む
（ア）第２希望会場で受講する
（イ）第１希望会場で受講できなければ受講しない

文化庁において受講申込者のうちから会場の定員範囲内で選定します。
⑧は必ず記載してください。